

オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程（案）
（2008年11月11日）

気候変動対策認証センター

- 第1条 目的
- 第2条 オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会
- 第3条 J-VER 認証運営委員会による審議事項
1. ポジティブリスト及び方法論に関する決定
 2. J-VER プロジェクトの登録
 3. 温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の認証
 4. J-VER の発行に関する事項
 5. J-VER 登録簿の構築、運営及び管理に関する事項
 6. 第三者独立委員会による意見及びステークホルダーによる意見・苦情
 7. J-VER 認証運営委員会によるガイダンスの決定
 8. 手続規則の決定
- 第4条 J-VER 認証運営委員会が管理監督する諸事項
1. ポジティブリスト及び方法論
 2. J-VER プロジェクト登録
 3. 検証
 4. 温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の認証
 5. J-VER の発行
 6. J-VER 登録簿の構築、運営及び管理
 7. その他の事項
- 第5条 方法論パネル
- 第6条 検証機関
- 第7条 第三者独立委員会
- 第8条 その他
- 付則 J-VER プロジェクト登録に関する手続き

オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程（案）

第1条 目的

本規程は、オフセット・クレジット（以下、J-VER）制度の実施主体である気候変動対策認証センター（以下、認証センター）が設置するオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会（以下、J-VER 認証運営委員会）による活動を定めたものである。J-VER 認証運営委員会により管理監督される各事項は、J-VER 制度実施規則、本規程及びその付則に従い行われる。

第2条 J-VER 認証運営委員会

J-VER 認証運営委員会は、認証センターによる J-VER 認証・発行・管理に関する管理監督を行う。

第3条 J-VER 認証運営委員会による審議事項

1. ポジティブリスト及び方法論に関する決定

J-VER 認証運営委員会は、必要に応じて方法論パネルの勧告に基づき、ポジティブリスト及び方法論の承認に係る決定を行う。

2. J-VER プロジェクトの登録

J-VER 認証運営委員会は、J-VER 制度実施規則に則り、国内における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの登録の申請を行う事業者（以下、プロジェクト事業者）より申請を受けたプロジェクトの登録を行う。

3. 温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の認証

J-VER 認証運営委員会は、検証機関により検証された温室効果ガスの排出削減量又は吸収量に対して認証を行う。

4. J-VER の発行に関する事項

J-VER 認証運営委員会は、J-VER の発行に関する必要な事項を審議し、決定を行う。

5. J-VER 登録簿の構築、運営及び管理に関する事項

J-VER 認証運営委員会は、J-VER の発行、移転、無効化等が適正に行われるための J-VER 登録簿の構築、運営及び管理に関する事項についての決定を行う。

6. 第三者独立委員会による意見及びステークホルダー等による意見・苦情

J-VER 認証運営委員会は、第三者独立委員会により提出された意見について、審議を行う。また、J-VER 認証運営委員会は、プロジェクト事業者又はその他のステークホルダーから寄せられた意見・苦情につき、その重要性に鑑みて、審議を行う。

7. J-VER 認証運営委員会によるガイダンスの決定

J-VER 認証運営委員会は、ポジティブリスト及び方法論に関する決定、プロジェクトの登録、温室効

果ガスの排出削減量又は吸収量の検証及び認証、J-VER の発行、J-VER 登録簿の構築管理及びその他の必要な事項につき、ガイダンスを決定する。

8. 手続規則の決定

J-VER 認証運営委員会は、J-VER 認証運営委員会及び方法論パネルの運営に関する手続規則に関する決定を行う。J-VER 認証運営委員会運営手続及び方法論パネル運営手続については、別に定める。

第 4 条 J-VER 認証運営委員会が管理監督する諸事項

1. ポジティブリスト及び方法論

「ポジティブリスト」とは、「J-VER 制度におけるポジティブリスト」を指し、J-VER 認証運営委員会が、積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を予め特定し、ポジティブリスト及び適格性基準を定め、個々のプロジェクト事業者による追加性の立証を代替するものである。「方法論」とは、「J-VER の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論」を指し、ポジティブリストに掲げられたプロジェクト種類について、温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の算定を行うための方法及びその算定にあたって必要な数量をモニタリングするための方法が定められたものである。

2. J-VER プロジェクト登録

「J-VER プロジェクト登録」とは、J-VER 制度実施規則、本規程及び別に定める手続きに規定する条件に従い、国内における温室効果ガス排出削減又は吸収プロジェクトを対象とした J-VER の発行を目的として、プロジェクト事業者が J-VER 認証運営委員会に対してプロジェクトの計画を書面により申請し、所定の審査の後、プロジェクトが J-VER 制度におけるプロジェクトとして記録されることをいう。

3. 検証

「検証」とは、第 6 条に基づく検証機関が、モニタリング報告書の温室効果ガスの排出削減・吸収量等の情報が定められたルールに従い適正に作成されているかどうかについて、関連する証拠を客観的に収集・評価し、その結果を検証報告書によって報告することをいう。J-VER 認証運営委員会は、検証について、その基準や手続き等の策定と検証機関による検証作業につき監督を行う。

4. 温室効果ガスの排出削減量又は吸収量の認証

「認証」とは、登録された J-VER プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減量又は吸収量について、検証の手続きを経た後、J-VER 認証運営委員会がこれを公式に認めることをいう。

5. J-VER の発行

J-VER 認証運営委員会は、登録、検証、認証の所定の手続きを経た J-VER プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減量又は吸収量について、J-VER の発行を行う。

6. J-VER 登録簿の構築、運営及び管理

(1) J-VER 登録簿の構築、運営及び管理

J-VER 認証運営委員会は、発行される J-VER を適正に管理することを目的として、J-VER 登録簿を構築、運営、管理を監督する。

(2) 口座の開設等

J-VER 登録簿においては、口座の保有を希望するプロジェクト事業者等の申請に基づいて口座を開設する。登録簿においては、カーボン・オフセット等を目的としたクレジットの無効化を適正に行うため無効化口座を設ける。

(3) 情報の管理

J-VER 登録簿内の口座を含む情報については、認証センター事務局が所定の法律に基づき管理を行う。

7. その他の事項

その他の事項について、J-VER 認証運営委員会がこれを必要と決定する場合には、審議の上、管理監督を行う。

第5条 方法論パネル

1. J-VER 認証運営委員会は、ポジティブリスト及び方法論に関する審議を補助するため、方法論パネルを設置する。
2. 方法論パネルは、ポジティブリスト・方法論の追加、見直し及びその他の関連する事項につき、J-VER 認証運営委員会の決定に基づき、技術的観点から審議を行う。
3. 方法論パネルの手続事項は、J-VER 認証運営委員会が別にこれを定める。

第6条 検証機関

1. J-VER 発行の対象となるプロジェクトについては、その温室効果ガスの排出削減量又は吸収量について検証が行われなければならない。検証機関によりその検証が行われる。
2. 検証機関は、ISO14065 及び認証センターの基準に則って、国際認定機関フォーラム (IAF) のメンバーによる認定に基づきその検証業務を行う。ただし、ISO14065 認定申請中の機関も検証業務を行うことができるものとする。ISO14065 認定申請中の機関により検証業務が行われる場合、その検証は当該機関の認定をもって有効となる。
3. その他必要な事項については、関係機関との調整のうえ、J-VER 認証運営委員会がこれを検討する。

第7条 第三者独立委員会

第三者独立委員会は、独立の立場において、J-VER 認証運営委員会の活動に関して、意見を提出する。

第8条 その他

1. 本規程は、第1回 J-VER 認証運営委員会における採択をもって発効する。
2. 本規程の修正については、J-VER 認証運営委員会の全委員の半数以上の発意に基づき審議が開始され、全委員の3分の2以上の賛成により行われる。

付則：J-VER プロジェクト登録に関する手続き

第1条 目的

本文書は、J-VER 制度における登録に関する手続きを定めるものである。

第2条 定義

本手続きにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本手続きにおける「プロジェクト事業者」とは、J-VER 制度実施規則に則り、国内における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの登録の申請を行う事業者をいう。
- (2) 「登録」とは、J-VER 制度実施規則、J-VER 認証運営委員会に関する規程及び本手続きに定める条件に従い、国内における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトにより、クレジットの発行を目的として、プロジェクト事業者が J-VER 認証運営委員会に対してプロジェクトの計画を書面により申請し、所定の審査の後、プロジェクトが J-VER 制度におけるプロジェクトとして記録されることをいう。

第3条 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト申請書

1. プロジェクト事業者は、J-VER プロジェクトの登録申請を行うため、当該 J-VER プロジェクトに関する以下の情報を含む温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト申請書（以下、申請書）を作成し、J-VER 認証運営委員会に提出を行う。
 - ・参加者情報
 - ・プロジェクト活動の概要
 - ・方法論の適用
 - ・モニタリングプラン
 - ・その他
2. 申請書の書式は、別にこれを定める。
3. プロジェクト事業者は、上記1のほか、J-VER 認証運営委員会が追加情報を求める場合は、求められた情報を提出しなければならない。

第4条 登録手続き

1. 認証センター事務局は、プロジェクト事業者より J-VER 認証運営委員会に対して書面により提出された登録申請を、申請書の形式上の要件を満たしているか確認の上、受理する。
2. 受理された申請書については、認証センターのウェブページを通じて意見の公募を行う。
3. 受理された申請書については、J-VER 認証運営委員会が定めるポジティブリストに掲げる適格性基準に合致しているか否か及び方法論に合致する形で排出削減量又は吸収量が算定されておりモニタリングの計画が記述されているか否かの審査を行うため、専門家により構成されるバリデーションチームがこ

れを審議する。バリデーション審査の手続きについては、別にこれを定める。

4. バリデーションチームの審議の結果、申請書が適切であると認められる J-VER プロジェクトについては、J-VER 認証運営委員会が正式にこれを登録する。
5. J-VER 認証運営委員会は、申請受理の日から原則として 40 営業日以内に、申請の登録可否を確認し、プロジェクト事業者に対してその結果の通知を書面にて行う。
6. 認証センター事務局は、J-VER 認証運営委員会が登録したプロジェクトの申請書を、認証センターのウェブページにて公開する。

第 5 条 登録の効果

第 4 条に定める手続きにより行われる登録は、国内における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトについて、J-VER 制度上、正式に手続きを開始するものであり、なんら法的な効果を生むものではない。また、プロジェクトの登録について、認証センター及び J-VER 認証運営委員会は、いかなるものに対しても、J-VER 発行を保証するものではない。

第 6 条 免責事項

認証センター及び J-VER 認証運営委員会は、登録可否の結果生ずるいかなる問題についても一切の責任を負わない。なお、日本国法上に抵触する場合は、この限りではない。